

## 令和2年度事業計画書

### 1 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務

- (1) 試験制度について、広報活動を通じ周知を行う。
- (2) 試験地は各都道府県とし、試験場は、受験者の利便性を考慮して配置する。
- (3) 試験委員会において、試験問題を作成し、採点を行う。
- (4) 試験案内の配布、受験願書の受付、審査及び受験手数料の徴収を行う。
- (5) 各試験場に医療スタッフを配置する。
- (6) 試験結果を各都道府県に通知する。
- (7) 関係官公庁及び関係諸団体と連絡提携し、円滑な試験実施を図る。
- (8) 危機管理・情報管理システムの運用を行う。
- (9) 令和3年度の試験実施計画(案)を作成し、必要な諸準備を進める。

※ 都道府県委任状況 ……全都道府県

### 2 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究及び情報の収集、分析、提供

- (1) 行政書士及び関連する他の資格の試験制度等について資料の収集、分析及び研究を行う。
- (2) 行政書士試験の実施結果及び合格者の動向等を分析し、その成果を関係行政機関等広く一般に提供する。
- (3) 各種情報の統計管理を行う。

### 3 その他本センターの目的を達成するために必要な事業

- (1) 一般財団法人としての円滑な法人運営を行う。このため、行政書士試験の出願者数の動向にかんがみ、引き続き経費の節減に取り組む等適切な事業運営に努めるとともに、今後における事業収支を的確に見極めた上で、受験者負担にも十分配慮しつつ、令和3年度からの行政書士試験の受験手数料について、関係政令及び都道府県条例の改正手続きを経るため、必要な対応を行う。
- (2) 一般財団法人として、法人の広報啓発活動の強化を図る。